



カタカナ語「ジェンダー」の概念を法、政策に導入  
したことについての問い(二〇〇一年度第二回コロキ  
ウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 弘子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004950">https://doi.org/10.24729/00004950</a>

## カタカナ語「ジェンダー」の概念を 法、政策に導入したことについての問い

萩原 弘子

### 1. 導入された外来語の概念「ジェンダー」の定義

1990年代に入って、「ジェンダー」という外来語が日本の行政用語としてよく使われるようになった。本稿では、もともとかなり幅のある概念であるこの英語が、日本の法や政策のなかでどのように意味を限定したうえで使われているかを、いくつかの局面において検討し、この概念の導入についての批判的な考察を行なう。

地方行政が作成した女性政策関連の刊行物を見ると、「ジェンダー」はほぼ例外なく「セックス」の対照概念として定義されている。2例を挙げよう。まず和泉市『男女平等教育を進めるためのガイドライン』の例。

「性別には生殖機能で区別する「セックス」とは別に、社会的・文化的に作りあげられた習慣や行動様式などの性差「ジェンダー」があります。」<sup>1</sup>（強調は萩原、以下同様）

次に東京都目黒区『男女平等キーワード集』の例。

「性差別の問題に関して「男と女はもともと違うのだから、扱いが違って差別ではない」という人もいます。しかし実際のところ男も女も人間であることには変わりがなく、どれだけ違うのでしょうか。男と女はどこまでは一緒でどこが違うのか、そんな視点から「ジェンダー」が発見されました。つまり容易に変えることのできない生まれながらの男女の違い（セックス）と社会的・文化的・歴史的な影響を受けてつくられた男女の違い（ジェンダー）を分けたのです。

毎日の暮らしの中での、何気ない行動や態度、考え方にも「男はこうあるべきもの」「女はこうあってほしい」などといった一定の価値観が含まれており、特に子どもにとって身近な存在である親や学校の先生による躾や育て方の違いは「男らしさ」「女らしさ」への囚われを形成するのに大きな影響を与えていることは想像に難くありません。実質的な男女平等な社会をつくるうえで、ジェンダー・フリーな教育が望まれます。

す。」<sup>2</sup>

「ジェンダー」は、和泉市の『ガイドライン』では「社会的・文化的」、目黒区の『キーワード集』では「社会的・文化的・歴史的」と定義され、その点で「セックス」とは区別されている。これらの文中では、「セックス」は「生殖機能」、「容易に変えることのできない生まれながらの男女の違い」、すなわち「自然」として「ジェンダー」と対照をなすものと読める。

もうひとつ、これらと似ているように見えるが、よく読むと珍妙な例を紹介する。

「人が誕生と同時に生物学的に振り分けられる男女の区別とは別に、文化的、社会的につくられた性差、性別、性の違いを示す。「女は優しく、控えめに。男はたくましく、勇敢に」といった期待される男女のあり方や行動、態度など固定化した男女のイメージは社会が作り上げたもの。「女は家庭、男は仕事」という性別分業はジェンダーの違いから生まれる。ジェンダーにとらわれない自由な意思や考え方を「ジェンダー・フリー」という。」<sup>3</sup>

ここでも「ジェンダー」は、「文化的、社会的につくられた性差、性別、性の違い」という似たような定義がされているが、ジェンダーでないものとして挙げられている「誕生と同時に生物学的に振り分けられる男女の区別」というのが論理の矛盾である。社会は、性の区別として男女という2つの分類しか用意していないので、子どもは誕生と同時に、実際の生物学的、解剖学的、生理学的な状態がどうであろうと、2つの性のいずれかに振り分けられる。2つの分類枠とそのいずれかへの振り分け行為は、文化的、社会的に形成されたもの、つまりジェンダーにもとづく。振り分けは、実は微妙な揺れないしは階梯が無数にある生物学的な状態（いわゆる「n個の性」）を無視して行なわれる。また、「性別分業はジェンダーから生まれる」というのも奇妙である。性別分業がジェンダーそのものであり、生活の諸領域にわたるジェンダー体制の根幹をなすのが性別分業である。むしろ「ジェンダーは性別分業から生まれる」というほうが正しい。だからこそ性別分業の打破が課題となるのだ。性別分業の起源としてのジェンダ

一を想定するなら、いったいなにを課題とするのだろうか。

1999年に成立した「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」）には、「ジェンダー」の語は登場しない。しかし、「基本法」をもとに地方自治体が制定した条例には、この語の定義を含むものがある。島根県出雲市と石川県はくい羽咋市の2例を挙げる

「第2条4 ジェンダー 生物学的・生理学的な性別と異なり、男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。」（「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」2000年）

「第2条4 ジェンダー 男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。」（「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」2001年）<sup>4</sup>

羽咋市の条文では対となる概念への言及はないが、「社会的、文化的」という定義が自然の決めたこととは別ものであることの言明となっている。要するにこれらに見られるのも、生物学的、生理学的な性別とは区別され、対照される概念としての「ジェンダー」である。

以上のような、「ジェンダー」の定義の早いものとしてよく引き合いに出されるのが、イギリスの社会史研究者アン・オークレーによる1972年の定義である。

「「セックス」とは雌雄の生物学的な違いを指す語である。つまり性器の違い、およびそれに関連の生殖機能の違いである。しかし「ジェンダー」は文化の問題であり、「男性的」と「女性的」という社会的分類を指す。」<sup>5</sup>

自然が決めた生物学的性差である「セックス」と、文化的、社会的に形成された性差である「ジェンダー」という二分法的な定義の問題点は、すでに指摘されて久しい。つまり「セックス」と「ジェンダー」という二分を自明とすることで、「セックス」を「自然」として固定化することになる。たとえば、目黒区『キーワード集』は「セックス」を、「容易に変えることのできない生まれながらの男女の違い」としていた。そもそも性差を文化や社会という人為による構築物とする「ジェンダー」概念の採用の意義は、性の違いを理由とする社会的不公正を変革するために有用だから、

ということにあったはずだが、上記のような「セックス」と「ジェンダー」を対にした概念の定義は、むしろ「セックス」を不変不動の自然として固定化する効果をもつ。そうすると、この二分法的な定義は「自然と文化」という古い二元論の衣替えでしかない。

セックスとジェンダーの境界をどこに引くかについてはいろいろな主張がある。セックスの部分をうんと大きく考えて、性差を自然として固定化したい陣営にも有用である。また、性差の人為的構築性を認める陣営がその打破を主張するとは限らず、たとえば「日本固有の女性性」といった言い方で女性性を文化的構築物としたうえで、その堅持を主張する陣営（彼らが「ジェンダー」の語を使うことはないが）もある。

「セックス」と「ジェンダー」の二分法に対する批判を、クリスティーヌ・デルフィが次のようにまとめている。

「これまで私たちはジェンダーをセックスに沿うものと考えてきた。つまりジェンダーという社会的二分を決定しているのは、自然的二分であると考えてきた。セックスとはいわば器であり、ジェンダーはその内容物であると考えられている。内容物はさまざまに異なっているが、器は一律であり、なぜならそれは自然の一部で、自然は不変だから、というわけだ。」<sup>6</sup>

「フェミニストのなかには、ジェンダーの語の使用に反対してきた者もいる。それは「ジェンダー」が、「セックス」とは純粋な自然という考えを、改めて強化すると考えるからである。」<sup>7</sup>

昨今日本で流通する「セックス」と「ジェンダー」を対照させての二分法的定義は、それ以前の「自然（女性）と文化（男性）」という二分の境界を動かし、文化が女性をも覆うようにしただけ、とも言える。そして男女をつくる文化の根底を不動の自然が支えているという、装いを新たにされた二分法が登場したわけだ。

## 2. gender という英語

一般論として外来語の意味は、多くの場合原語の意味からずれる。もう少し詳しく言うと、(1) 原語の意味とははっきりと違う意味になる場合、

(2) 原語の意味のなかから一部の意味だけをもつ場合、(3) その両方、つまり原語の意味の一部を踏襲するが、その外に独特の意味が付加される場合、そして (4) 原語の意味をすべて含むが、それ以外の意味が付加される場合である。このうち最も多いのは (2) であり、カタカナ語「ジェンダー」もこの例である。

そもそも英語の *gender* はフランス語の *genre* (ジャンル) から来ている。オクスフォード英語辞典 (OED) の *gender* の項を引くと、最初に置かれているのが *kind, sort, class* の意であることも、そのフランス語源から考えて当然である。フランス語の *genre* と同様、英語の *gender* も第1の意味はインド・ヨーロッパ語系の文法的分類を指す。<sup>8</sup> 同辞書の1972年の補遺版を見ても、人の性別についての意味記載はない。人の性別を指す意味としては、1989年改訂版に初めて次の項目が付加された。

「人間の性別 (sex) についての婉曲語法 (特にフェミニズムに立つ)。しばしば両性間の生物学的区分に対して、社会的、文化的区分を強調しようという意図から用いられる。」

その文例として先のアン・オークレーの文章が掲載されている。

しかし事は単純ではない。*gender* の語には動詞もあり、こちらの意味にはオークレー式の定義と矛盾するものもある。つまり動詞 *to gender* の意味としては、「自然過程を経て生みだす」、「(熱や匂いを) 発生させる」、「子孫をつくる」といったものがある。早いとされるオークレー式の名詞 *gender* の使用は、それまでにあったこの語の意味、つまり、人為的に決めたルールであることが広く了解されている文法性称、文法的分類を人の性別を指す語として用いたものである (OED改訂版掲載の最初期文例は、1963年)。しかし、*gender* の語源は *gene, to generate* の語源に同じく「生みだす」である。動詞の意味にも現われているように、「生みだす」力には自然も含む。ということは、英語文脈のなかの名詞 *gender* は、語源も含む意味の幅をもって響くので、必然的に曖昧さをもつ (ことばとは本来そういうもの)。だからこそ英語文脈のなかでは、単に *sex* の代わりに *gender* を使う場合もある。たとえば *gender equality* は *equality between women and men*、*gender justice* は *justice concerning the sexes*、

gender gap は difference in attitude between men and women と言っても同意である。つまりこうした表現のなかの gender という語は、sex の対照概念ではなく、sex と言い換え可能である。この語はオークレー式の新定義にはおさまらない意味の幅をもっているということだ。

### 3. カタカナ語「ジェンダー」概念と男女共同参画政策

それに比して、日本語における新来の外来カタカナ語「ジェンダー」は、当然ながら定義されたかぎりの意味でしか響かない。つまり定義がすべての概念である。

1995年の第4回世界女性会議（北京）で採択の『北京行動綱領』を受けて、日本では男女共同参画審議会が総理大臣に答申「男女共同参画ビジョン」（1996年7月）を提出した。文中に、「この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」という表現を含む。この箇所について審議会の構成員であった大沢真理は、次のように書いている。

「カッコのなかではあれ「ジェンダー」ということばが、審議会答申を含む日本の政府文書に登場するのは、この「ビジョン」がはじめてだった。まして、ジェンダーそのものの解消を展望するとは、ラディカルというに値する。」<sup>9</sup>

別の箇所では、次のようにも評価している。

「日本はこのビジョンにおいて、北京行動綱領の中心理念である「ジェンダー平等」をも超えて「ジェンダーからの解放」という理念を打ち立てた。これに対して先進諸外国では、基本法令制定後の改正によって違法とされる差別の事由が追加されたりはしたが（例えばオーストラリアの場合の妊娠可能性、カナダの場合の性的志向）、ジェンダーからの解放までを志向するものはない。」<sup>10</sup>

しかし私は、この最後の評価には疑問を抱いている。大沢自身がする「ジェンダー」の定義は、次のようなものである。

「ジェンダーは、異なっているが対等だという類いの区分ではなく、タ

テ型の階層制そのものであって、いうまでもなく男が標準、普遍、主であり、女は差異をもつ者、特殊、従である。」<sup>11</sup>

つまり社会的序列の体制としてのジェンダーという定義であり、これはこれでオークレー式の定義からさらに進めて、ジェンダー体制の解体を展望するフェミニズム的文脈で使われるようになったものだ。フェミニズム議論のなかの概念定義としては正鵠を得たものだ。先に挙げた文中にあった「ジェンダーからの解放」の「ジェンダー」の含意は、この定義による。しかし、同じ文中の「ジェンダー平等」の「ジェンダー」の含意は違っている。「ジェンダー平等 = gender equality」の gender は、大沢式定義の「ジェンダー」とは別物であり、序列と支配の権力体制を意味しない。<sup>12</sup> 序列と支配の権力体制がそのまま平等、などというのは、論理的に成立しない。これは sex と言い換え可能な gender である。要するに、同じ「ジェンダー」の語でも、含意が異なることに留意せずに、「ジェンダー平等」より「ジェンダーからの解放」のほうが進んでいるという比較や評価はできない。そこで日本の優位を主張していると、諸外国の法令や政策から学ぶべきことを学べないのではないだろうか。

#### 4. 日本における2種の定義と、同床異夢の道具となる外来語

日本語文脈に導入されてまだそう年月の経っていない外来語は、その音韻がなんらかの想像力や感興をかきたてることはなく、含意はひたすら定義に依存する。日本の公的文書、行政刊行物のなかで使われるカタカナ語「ジェンダー」の含意を検討すると、実は1つではない。先に例をあげた和泉市、目黒区、堺市の刊行物、また羽咋市条例では、「ジェンダー」は「習慣や行動様式」、「(行動や態度、考え方に含まれる)一定の価値観」、「らしさ」、「女は優しく、控えめに。男はたくましく、勇敢に」といった期待される男女のあり方や行動、態度など固定化した男女のイメージ、「男女別に期待される役割やイメージ」である。問題は、まさに目黒区文書中で言われているように、それらへの「囚われ」ということになる。こうした「らしさイメージへの「囚われ」というジェンダー定義と、大沢による、男を主、女を従とする「タテ型の階層制」というジェンダー定義



のあいだにはかなりの距離がある。<sup>13</sup>

異なる政治的な展望や目標を、最終的に調停しないまま、同床異夢の状態  
で立法や行政の局面で結論を出すには、外来語は便利である。むしろ、  
『ビジョン』の答申と基本法立法にいたるまでの、大沢をはじめとするフ  
ェミニズム陣営による長年の議論の積み上げにしても、また答申や法文を  
策定する際の技巧と韜晦を要する政治的努力にしても、ただならぬものが  
あったにちがいない。関係者には私は畏敬の念を抱いている。しかし結局、  
展望や目標をどこに据えて、どう政策を実行するかについての社会的合意  
形成の問題は解決しないまま残っている。そしてその状況を、諸外国に向  
けて英語で説明することはとても困難である。女性政策の分野への外来語  
「ジェンダー」の導入にともなう面倒は、かなりのものというほかない。

#### 【註】

- 1) 和泉市『男女平等教育を進めるためのガイドライン』1997年、3頁。
- 2) 東京都目黒区女性政策課『男女平等キーワード集』2000年、5頁。
- 3) 堺市『第3期さかい男女共同参画プラン、ダイジェスト版』2002年。
- 4) (財)横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル』第6号、学陽書房、2001年、171頁、191頁。
- 5) quoted in Christine Delphy, *Sex in Question*, London: Taylor and Francis, 1996, p.32.
- 6) Christine Delphy, *ibid.*, p.33.
- 7) *ibid.*, p.36.
- 8) *Oxford English Dictionary*, 1933.
- 9) 大沢真理編『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい、2000年、13頁。
- 10) 同上書、70頁。
- 11) 同上書、14頁。
- 12) 1999年制定の「男女共同参画社会基本法」の英語名は Basic Law for a Gender-equal Society である。この gender もsexと言い換え可能な語である。なお、この英語名は「英訳」とは言いがたく、むしろ国際社会に対して、日本が男女平等法をもつかのように見せるための「巧みな命名」と見るべきであろう。
- 13) 2種の定義は、いずれも英語 gender がもつ幅のある意味のうちの、ごく限られた部分（それぞれに異なる）を採用したものと言えよう。